

グループホーム運営事業費補助金 Q&A

NO	質問	回答
1	他市支給決定者分の補助はどうなるのか？	【施設整備費補助】 本市支給決定者の入居者割合に関わらず、定員数×500,000円（上限：3,500,000円）が補助基本額となります。ただし、申請後の本市支給決定者の入居者割合によっては、返還が発生する場合があります。 【施設借上費補助】 他市支給決定者は補助対象外のため、本市支給決定者の入居割合を乗じることになります。（対象経費から差し引く控除は、他市支給決定者分も含めます。）
2	施設整備費について、敷金は対象ではないのか？	敷金は原則、解約後に返還されるものであるため、令和6年度からは対象外に変更しました。また、礼金についても、家賃の1か月分を上限とすることになりました。一方、開始前家賃については、開始前1か月分から2か月分に変更しました。
3	重度障害者受入補助については、施設整備費補助やスプリンクラー設置費補助と併せて申請できるのか？	重度障害者受入に伴う工事等に要した費用については、施設整備費補助等に加え、別途申請可能です。ただし、スプリンクラー設置にかかる費用は重度障害者受入補助の経費に含めることはできません。
4	重度障害者受入補助の対象となる重度とはどのような状態の人を指すのか？	障害者支援区分5又は6の知的障害者等、医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者になります。
5	重度障害者受入補助の対象となる工事はどのようなものか？	床や壁の防音工事、クッション性の高い材質への改修、段差の解消等の工事に要した費用が対象となります。

NO	質問	回答
6	重度障害者受入補助の対象となる入居者はどのように報告すればよいか？	令和6年度より、入居者名簿の様式を定めさせていただきましたので、その重度障害者用の名簿に該当する項目番号等を記載していただきます。それに基づき市において確認いたします。（なお、看護職員配置費補助についても、令和6年度からは同様の取り扱いになります。）
7	施設借上費補助について、入居者が退去した場合は、補助金を追加交付されるのか？	令和6年度から、入居者の退去による場合は、追加交付の対象にはなりません。当初の交付決定額が上限となります。
8	変更交付申請の対象となるのは、どのような場合か？	対象経費から控除される入居者の各種給付金の変更や退去以外の理由によりグループホームからいなくなった等のため、収支に大幅な変更があった場合になります。それ以外の場合については、年度末に精算します。
9	グループホーム内で住居が追加された場合は、変更交付申請するのか？	令和6年度から、既に交付決定を受けているグループホームにおける住居の追加は、新たに交付申請を行っていただくことになりました。
10	吹田市支給決定者の入居割合が6/10以上とは具体的にどういうことか？	5人定員の住居なら3人以上（3人の場合を含みます）、3人定員なら2人以上が本市支給決定者である必要があります。
11	吹田市支給決定者の入居割合が、途中で6/10以上の要件を満たさなくなった場合はどうなるか？	【施設整備費補助、スプリンクラー設置費補助及び重度障害者受入補助】 事業完了年度の後2年間の各年度末に入居者状況を報告していただき、6/10以上の入居割合を満たしていない場合は補助金を返還していただくことになります。 【施設借上費補助】 入居者要件を満たさない期間は、当該住居は補助対象でなくなり、交付済の補助金は差額分を返還していただくことになります。

NO	質問	回答
12	施設借上費補助について、マンション等において、別契約のいくつかの部屋をまとめてグループホームの一つの居宅としている場合、全部屋分の家賃が対象経費となるのか？	入居者がいる部屋は補助対象となりますが、入居者がいない部屋は、補助対象となりません。（月ごとに判断します。） ただし、入居者が共用で使用する部屋については、入居者がいなくても補助対象となります。
13	サテライト型住居は対象になるか？	下記3つの条件を満たした場合、対象となります。 1 本体住居を持つサテライト型住居であり、本体住居、サテライト型住居ともに吹田市の区域内に設置している。 2 本体住居の入居者割合が6/10の要件を満たした上で、サテライト型住居も要件を満たしている。 3 本体住居につき、サテライト型住居は2か所まで（本体住居の入居者が4人位以下の場合は1か所）
14	施設借上費補助について、月途中で入居した場合、入居月の補助金は満額でいいのか？	入居者が家賃を満額支払う場合は満額、日割りの場合は日割りとなります。（※吹田市で支給決定を受けていることが前提となります。）
15	施設借上費補助について、一つの建物でフロアごとに異なる事業を行う場合、どこが対象経費となるのか？	グループホームを運営している面積のみ、案分して対象となります。
16	スプリンクラー設置費補助について、既存のグループホームに後付けてスプリンクラーを設置する場合、補助の対象になるか？	開設に伴う工事費に対する補助のため、既存のグループホームへの設置は対象外となります。
17	「理由書」と「事業計画書」は指定の様式はあるか？	ありません。事業所の方でご準備いただいた様式でご提出ください。

18	施設整備費について、冷蔵庫や洗濯機は補助対象になるか？	開設に伴う工事ではないため、冷蔵庫などの家具家電の購入は補助対象外となります。
----	-----------------------------	---